

# もって生まれた日本国籍の確認と 人権意識を欠いた最高裁判決の見直しを!!

## ■この裁判が問うもの

1910年、日韓併合条約によって、朝鮮人は日本国民（日本国籍者）にされました。

1922年、日本は、朝鮮総督府令に基づく朝鮮戸籍（外地戸籍）を制定しました。

1950年、日本国籍をもつ両親から日本で生まれた原告キム・ミョンガンさん（60）は、日本国籍をもって生まれてきました。

1952年4月19日、戸籍事務を所管する法務府民事局長は、同年4月28日のサンフランシスコ講和条約の発効に伴い「朝鮮・台湾人は、内地に在住している者を含めてすべて日本の国籍を喪失する」などと、その職務権限を超える通達を発出。これによって原告は、国籍国である日本政府から事実上日本国籍を剥奪される「扱い」（本件処分）を受けることとなり、今日に至ります。

この裁判は、本件処分が違憲・無効であるとして、国に対し原告が今も日本国籍を有していることの確認ならびに慰謝料の支払いを求めるとともに、日本国籍剥奪を追認した1961年最高裁大法廷判決の誤りを正すものです（平成22年（2010年）（行ウ）第508号 国籍確認等請求事件、東京地裁民事第3部 八木一洋裁判長）。

これは外国人が日本国籍の取得を求める裁判ではありません。国が自国民から国籍を剥奪することは可能か、それはいかなる場合に可能なのかを問い糾すものです。

## ■戸籍＝家を基準とする積極的棄民

国籍剥奪の「扱い」を受けたのは、朝鮮人・台湾人男性と婚姻した日本人女性も同様でした。日本は外地戸籍と内地戸籍との間の戸籍異動は認めませんでした。その例外が、一方の家に入り他方の家を去る婚姻や養子縁組でした（共通法第3条）。

1961年、日本人女性の国籍確認裁判で最高裁大法廷は、サ条約2条(a)項により「対人主権」を放棄したのであり、朝鮮に属すべき人に対する主権を放棄するということが、日本の国籍を喪失させることを意味し、朝鮮戸籍に登載された人がその対象となると判示。これは日本国憲法下において、個人の独立と尊厳を踏みにじり、戸籍＝家を基準に白昼堂々と国籍を剥奪する積極的棄民にほかなりません。通達の解釈を追認するこの解釈が、その後の判決にも踏襲されました。

在日では、<sup>ソンドゥッフェ</sup>宋斗会さんら数人が日本国籍確認裁判を起こしましたが、いずれも最高裁には上告しませんでした（佐藤文明『<くに>を超えた人びと』社会評論社、在日コリアン弁護士協会（L A Z A K）『裁判の中の在日コリアン』現代人文社、参照）。



## 日本国籍のなくずし剥奪を許さない会

URL [http:// kokuseki.info/](http://kokuseki.info/)

△お問い合わせは上記サイトの「連絡先」送信フォームからお願いします。

## ■国籍をめぐる二つの最高裁判決の落差

原告は、サ条約に国籍に関する規定がないことから、国民たる要件は法律で定めるとした憲法10条に違反すること、個人の意思に反して国籍を剥奪したことから個人の幸福追求権を保障した憲法13条に違反すること、国籍の剥奪に当たって出身による差別をしたとして差別を禁じた憲法14条に違反することなどを主張しました。

特に、国籍という重要な法的地位をめぐることは、本人の意思や努力によらない理由による差別について、これを憲法14条違反と断じた2008年6月4日の最高裁大法廷判決（国籍法3条違憲訴訟）と、行政による出身地差別を追認した1961年最高裁大法廷判決との落差を放置してよいのかと問い糾しました。

被告国は1961年判例の解釈を繰り返すばかり。憲法論には触れようとしません。

## ■国内立法なしにサ条約は直接適用可能か

岩沢雄司・東大法学部教授（国際法）は、条約が国内的効力をもつことと、国内において直接適用可能であることとは厳密に区別されなければならないと指摘。ことに個人の権利義務に関わる規定については、(1)明確性があり、(2)もっぱら国家間の関係を規律する条約ではなく、(3)当事国にその意思がある、のでなければ直接適用可能性は認められないと強調（甲11号証・岩沢雄司『条約の国内適用可能性』）。

サ条約2条(a)項の国籍剥奪に関する側面にこれをあてはめると、(1)国内で適用しようにも国籍については文言すらないので明確性は全くなく、(2)条文は領域に関する規定であって、もっぱら国家間の関係を規律する条項にほかならず、(3)条約締結に際して国籍の議論は全くなく、国内実施するための規定もないことから、当事国に国籍剥奪の意思がなかったことは明白です。同条項が国内で直接適用される余地がないことは明らかであり、同条項の直接適用可能性を前提とした1961年最高裁判決や被告国の主張は、失当だと言わざるをえません。

## ■「対人主権の放棄」と言い換えた意図

1961年最高裁判決は、自国民から国籍を剥奪する措置を「対人主権の放棄」という表現に置き換えています。しかし、領土の変更に伴う国籍変動をそのような概念で説明する議論も、国家が自国民に対する保護義務を一方的に放棄できるなどという議論も存在しません。ここにも個人の国籍を軽んじる姿勢が見て取れます。

## ■民事局長は何を通告したのか

サ条約発効当時、植民地の独立により朝鮮戸籍は日本の管理下になく、一方戸籍事務は従前どおりに動いており、内地・外地間の戸籍異動を戸籍に反映させることができない異常事態が生じていました。民事局長通告は、滞った戸籍事務の矛盾を解消するために国籍変動があったと解釈。1961年最高裁判決は、行政官の誤った解釈を追認しこれを定着させてしまったのです（甲13号証『佐藤文明講演録』参照）。

## 一審判決言い渡し

●2011年7月20日(水)午後4時30分 ●東京地方裁判所 522号法廷

◎東京メトロ丸の内線・千代田線・日比谷線「霞ヶ関」下車、A1出口すぐ

◎東京メトロ有楽町線「桜田門」下車、5番出口徒歩1分

傍聴支援を  
呼びかけます